

令和5年度 神戸市高齢者インフルエンザ予防接種実施要領

令和5年10月 神戸市保健所

1 実施主体等

この予防接種は「予防接種法（昭和23年法律第68号）」に基づき実施する定期予防接種である。実施主体は神戸市長であり、神戸市保健所保健課が事務を担当する。予防接種は、地域の医療機関の協力を得て実施する。

2 目的

インフルエンザは、日本では通常、初冬から春先にかけて流行し、特に高齢者や種々の慢性疾患を持つ者が罹患した場合は、肺炎を伴うなど重症化することがあるため、高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を実施する。インフルエンザは、予防接種法では個人予防目的に比重を置いて予防接種を行うB類疾病に位置付けられており、接種を受ける法律上の努力義務は無く、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものである。

3 実施期間

令和5年10月1日から令和6年1月31日まで

※この期間以外に接種を行った場合は、任意接種となり費用助成の対象とならない。

また、万一健康被害が生じた場合も神戸市による救済はないので注意すること。

4 対象者

接種日現在、神戸市に住民登録があり、下記①②のいずれかに該当するもの

①満65歳以上（接種日現在）で接種を希望する者。

②満60歳から64歳の者（接種日現在）で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者(上記の障害で身体障害者手帳1級を有する者または同程度以上の者)。ただし、予防接種を受けることが適当でない者は対象から除く。

5 予防接種契約医療機関

神戸市長と予防接種業務に関する契約を締結した医療機関または契約を締結した団体に所属する協力医療機関において個別実施する（市外の医療機関で接種する場合を除く）。

ただし、接種を希望する者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該医師による接種を希望する者が生活の本拠を有する自宅、入所施設等において実施しても差し支えない。

6 ワクチンの確保及び諸資材の購入

- ・ワクチンは、卸業者より購入すること（ワクチン料金は接種料に算入されている）。
事故発生時の対応に問題が生じる場合があるので、複数の卸業者からのワクチン確保は行わず、ワクチン不足が生じないように、適正量の発注に努めること。
- ・必要資材（注射器、アルコール等）については、各医療機関において事前に購入しておくこと（この場合の資材は接種料に算入されている）。

7 接種に関すること

予防接種法関係法令、定期接種実施要領、予防接種ガイドライン及びワクチン添付文書を遵守し、実施すること。

1) 対象者の確認

対象者に該当するかどうかについて、本人確認書類に基づき住所、氏名、生年月日により確認する。「4 対象者②」に該当する身体障害者手帳1級と同程度以上の者については、証明する診断書又は主治医の意見書により判断すること。

2) 接種の意思の確認

- ・あらかじめ「インフルエンザ予防接種を受ける前にお読みください」等を用い、インフルエンザ予防接種の有効性及び副反応等について十分説明し、接種を希望した者のみに接種する。
- ・対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認して差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。接種を希望していることが明確に認められる場合に限り、定期の予防接種として接種を行うこと。
- ・「高齢者インフルエンザ予防接種申込書及び予診票」（3枚複写）に必要事項を記入してもらい、十分に予診を行うこと。

3) 予診

- ・予診の結果、予防接種を受けることが適当でない者（「予防接種実施規則」第6条及び「予防接種法施行規則」第2条に規定）には、当日の接種を行ってはならない。
- ・予防接種を行うに際して注意を要する者（「定期接種実施要領」第1総論の7（1）のウに記載）に接種を行う場合は、接種を希望する意思を確認した上で、説明に基づく同意を確実に得ること。

4) ワクチンの接種間隔について

インフルエンザワクチンは不活化ワクチンであり、他ワクチンとの接種間隔の制限はない。新型コロナワクチンとの接種間隔の規定は令和4年度より廃止されたため、接種間隔の制限はなく、同時接種も可能である。ただし、新型コロナワクチンについては、インフルエンザワクチン以外のワクチンとは同時接種は認められておらず、新型コロナワクチンの接種前後に、インフルエンザワクチン以外のワクチンを接種する場合は、互いに一方のワクチンを接種してから13日以上の間隔をあける必要がある。

5) 接種済証の交付

- ・被接種者に、予診票1枚目の予防接種済証を交付する。
- ・被接種者が寝たきり等の理由から居宅で接種した場合など、アナフィラキシーショック等、万一の副反応発生時の連絡方法等を指示しておくこと。

6) 予診票の保管・その他

- ・予診票3枚目は、カルテに準じて5年間保管する。
「4 対象者②」にかかる診断書・主治医の意見書がある場合は、予診票とともに保管する。
- ・医療系廃棄物（注射器、針、ワクチン残液等）は、適正な処理をすること。

8 接種料の徴収

1) 接種料

【表1】のとおり。ただし、2回目以降の接種を希望する者は任意接種となり全額自己負担となる。

【表1】

対象	自己負担額
高齢者(下記①または②)	1,500円
高齢者(下記③)	自己負担なし(無料)

①満65歳以上の者

②満60歳から64歳の者(接種日現在)で、心臓・腎臓・呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の身体障害者手帳1級の者、または同程度以上の者

③①または②のうち、以下の【無料対象要件】に該当する者

【無料対象要件】

(ア) 生活保護世帯

(イ) 市民税非課税世帯

(ウ) 中国残留邦人等支援給付制度受給者

(エ) 神戸市における公害被認定者(ただし、(ア)(イ)(ウ)以外の者)

2) 接種料の徴収

- ・上記に示す【表1】をもとに、接種者から料金を徴収する。
- ・無料対象者に該当するかどうかについて、以下の【無料対象であることの証明書】のいずれかにより確認する。(iv) 無料対象確認証に限り回収する。
- ・証明書は右記バーコードからホームページにて確認するか、令和3年度配付の無料対象証明書一覧(写真付パウチ)を参照すること。
- ・神戸市の公害被認定者で市外に住民登録がある者は、一旦本人が自己負担分を支払った後、本人からの請求に基づく償還払いの方法で費用助成する。



【無料対象であることの証明書】

- 令和5年度発行「介護保険料のお知らせ(納入通知書)」(第1～3段階のもの)
- 生活保護適用証明書または生活保護法医療券
- 令和5年度発行高齢者肺炎球菌定期予防接種無料対象者用接種券ハガキ(紺色)
- 無料対象確認証(ピンク色)
- 介護保険負担限度額認定証
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は無料対象の証明書に含まれない)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付対象者は「本人確認証」または「支援給付適用証明書」
- 神戸市発行の公害医療手帳

9 接種料の請求

契約医療機関は、上記に従い予防接種を実施し、接種料金表【表1】及び無料対象要件に定めるとおり、被接種者から自己負担額分の徴収及び神戸市に助成額の請求を行うこと。

1) 請求時の送付書類

①請求書(請求件数と請求券の枚数が合致しているか確認すること)

- ②接種者の接種料請求券（予診票 2 枚目）
- ③無料対象確認証（ピンク色）（無料対象要件を無料対象確認証にて行った場合）

2) 請求期限

請求書は、【表 2】提出期限までに、神戸市行政事務センターに到着するよう提出すること。（可能な限り翌月 5 日までにご請求いただきますよう、ご協力をお願いいたします。）提出期限以降に届いた請求は、翌月の支払審査となる。

【表 2】請求書提出期限

10月実施分	11月実施分
令和5年11月10日（金）	令和5年12月8日（金）
12月実施分	1月実施分
令和6年1月10日（水）	令和6年2月9日（金）

1.0 予防接種後副反応報告

予防接種を受けた者に、アナフィラキシー（即時性全身反応）などの、報告基準に該当する症状が出現した場合は、「予防接種後副反応報告書」により、速やかに（独）医薬品医療機器総合機構（FAX：0120-176-146）と神戸市保健所保健課（FAX：078-322-6763）に FAXにて報告すること。（平成25年3月30日健発0330第3号「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」、報告基準及び副反応報告書様式は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html）

1.1 予防接種健康被害救済制度

予防接種を受けた者のうち、重とくな副反応が生じた場合は、予防接種健康被害救済制度の対象になる場合がある。健康被害が発生した場合は、神戸市保健所保健課予防接種担当まで速やかに連絡すること。

※予防接種ガイドライン「副反応（健康被害）と対策」（公益財団法人予防接種リサーチセンター発行）を参考にすること。

1.2 市内に住民登録があり、やむを得ず他市区町村などで接種する者の取り扱い

契約医療機関で接種することが原則であるが、市外の施設・医療機関等に入所・入院中、または基礎疾患を持ち、かかりつけ医が市外である等のやむを得ない理由により市外での接種を希望する者については、事前申請により神戸市が接種費用を助成する。

1.3 市外に住民登録があり、神戸市内で接種を希望する者の取り扱い

市外に住民登録がある者は、原則、当該市区町村長発行の予防接種実施依頼書等が必要である。神戸市は接種費用を助成しない。市区町村により自己負担額、費用助成の有無など実施方法が異なるため、当該市区町村に確認すること。

<問い合わせ先>

- (1) 実施に関する問い合わせ・実施依頼書等の発行申込に関する問い合わせ
保健所保健課 予防接種担当 TEL：078-322-6788（直通）

- (2) 請求に関する問い合わせ・無料対象者の確認書類に関する問い合わせ
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階
神戸市行政事務センター TEL：078-381-5533（直通）
- (3) 神戸市発行の公害医療手帳に関する問い合わせ
保健所保健課公害担当 TEL：078-322-5248（直通）